

**「北海道子どもの貧困対策ネットワーク事業」委託業務  
企画提案（公募型プロポーザル）説明書**

**1 業務名**

北海道子どもの貧困対策ネットワーク事業

**2 業務の目的**

様々な課題を抱える子どもの声を受け止め、支援につなげていく「子どもの居場所」の取組を各地域で広めていくため、コーディネーターの派遣や研修会を実施し、地域での取組を広げていく。

**3 契約期間**

契約締結の日から令和4年（2022年）3月10日まで

**4 業務の内容**

別添「委託業務指示書」のとおり

**5 予算上限額**

4,304千円（消費税等の額を含む。）

**6 プロポーザル参加資格**

- (1) 単独企業（法人又は個人を含む。）又は複数企業による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独企業にあつては、次の要件のうち、クを除く全てを満たしていること。  
コンソーシアムにあつては、構成員全員がア～クを満たし、かつ、ケ～サのいずれかを満たしていること。  
また、構成員全員で要件を全て満たしていること。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
  - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - ウ 北海道の競争入札参加資格指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。又は、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
  - エ 暴力団関係事業者等でないこと。  
また、暴力団関係者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
  - オ 次の掲げる税を滞納している者でないこと。
    - (ア) 道税（個人の道税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
    - (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
    - (ウ) 消費税及び地方消費税
  - カ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
    - (ア) 健康保険法（大正11年法律70号）第48条の規定による届出
    - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
    - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
  - キ 道内に拠点をもつ法人又は個人であること。
  - ク コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
  - ケ 子どもの居場所の運営等について、3年以上の実績を持つこと。

- コ コーディネーターについては、対象事業者のニーズに沿った支援方法を提案し、かつ、その内容を効果的・効率的に修得させるためのノウハウを有すること。
- サ 研修事業については、子どもの居場所の運営者等に運営等の手法等を適確かつわかりやすく教示することができること。

## 7 手続きに関する事項

- (1) 担当部局
- 名称 北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課自立支援係  
住所 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎6階）  
電話番号 011-231-4111（内線 25-778）
- (2) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法
- ア 提出期限 令和3年（2021年）4月23日（金） 午後5時（必着）
- イ 提出先 (1)に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）  
持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。
- エ 内容及び作成上の留意事項  
別添「企画提案（公募型プロポーザル）参加表明書作成要領」のとおり
- (3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法
- ア 提出期限 令和3年（2021）5月10日（月） 午後5時（必着）
- イ 提出先 (1)に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）  
持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。
- エ 内容及び作成上の留意事項  
別添「企画提案書作成要領」のとおり

## 8 企画提案審査の方法

- (1) 参加表明を行い、参加資格があると認められた事業者から提出された企画提案の内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補とします。
- (2) プロポーザルに関するヒアリング  
企画提案書の内容についてヒアリングを実施します。日時及び場所については別途通知しますので、各提案者3名までの参加をお願いします。  
なお、企画提案者が5者以上となった場合は、提出があった企画提案書をもとに事前審査を行う場合があります。

## 9 企画提案の評価の基準

- (1) 事業者の業務遂行能力【40点】
- ア 業務を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールとなっているか。
- イ 業務を行うスタッフの配置は必要かつ十分であるか。
- ウ 子どもの居場所の運営について、十分な経験及びノウハウを有しているか。
- (2) 企画提案の内容【60点】
- ア 総合（10点）
- ・各事業に係る周知方法は効果的であるか。
- イ コーディネーター（20点）
- ・コーディネーター業務に係るスケジュールや実施方法については適当か。
  - ・事業者は、長期的に安定した経営基盤を有しているか。
  - ・事業者は、対象事業者が抱える多様な経営課題に対し、相談支援を実施する体制が構築されているか。
- ウ 研修事業（20点）

- ・研修の時期・方法等については適当か。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止対は適当か。
- ・研修について、子どもの居場所の有効性が理解しやすい内容か。
- ・研修参加者が主体的に学ぶことができるよう、工夫がなされているか。
- ・研修について、地域の実情に応じた支援が可能となる内容か。

エ 情報発信（10点）

- ・子どもの居場所について、民間との連携など、地域の実情に応じた情報発信が可能となる内容か。

## 10 委託契約の方法等

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約の相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補とする手続き（公募型プロポーザル方式）による。

(3) 契約の根拠

地方自治法施行令第167条の2第2号及び財務規則運用方針第3節1－(2)

## 11 見積書の提出

プロポーザル審査会で選定された企画提案者には、改めて当該業務の見積書の提出を依頼します。

## 12 その他留意事項

(1) 委託費の概算払は申請により行います。

(2) 無効となる参加表明書又は企画提案書

参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合は、無効となる場合があります。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件並びに委託条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

カ 企画提案書のヒアリングに参加しなかったもの。

(3) 選定・非選定の通知

企画提案事業者に対しては、選定・非選定の結果について通知します。

(4) その他

ア 企画提案の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とします。

イ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しません。

ウ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の提出及び差し替え、追加資料の配付は認めません。

エ 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとします。

オ 企画提案の作成のため北海道から受領した資料は、北海道の了解なく公表・使用することはできません。

カ 委託業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として北海道と受託者が協議して決定します。

以 上